

名古屋中小企業 IT 化推進コンソーシアムのご案内

1. コンソーシアム設立の趣旨

名古屋商工会議所は、地域の IT ベンダと連携し、中小・小規模事業者の IT の活用を促進することで、企業活動の効率を高め、地域の産業競争力を増進することを目的に「名古屋中小企業 IT 化推進コンソーシアム(略称：Pit-Nagoya)」を設立しました。

本共同事業体（コンソーシアム）の活動により、企業の IT 化の課題を明確にし、付加価値向上、省力化、効率化による生産性向上に向け、適切な IT 導入の支援を行います。特に、当地域の強みであるモノづくり産業を支える中小・小規模事業者に対して、モノづくりのサプライチェーンが断ち切れないよう IT 面での支援を推進します。

会員である地域の IT ベンダと協議しながら、各 IT ベンダの強みを集結し、国の方針に沿ったテーマを中心に実現に向けた活動を推進していきます。

2. 取り組みイメージ

Pit-Nagoya は、IT 企業同士が連携し、ともに中小企業向けサービスを強化していくためのコンソーシアムです。名古屋商工会議所会員の IT 関連企業を対象に賛同企業を募り、ともに事例共有・勉強会・サービス連携を行う環境を整えます。

また、当地域の産業構造や文化など地域特性を踏まえた、様々な IT 関連情報の共有を促進し、中小企業の様々な経営課題に適した IT サービスを効率的に提供できる体制を整えます。



名古屋中小企業 IT 化推進コンソーシアム規約

(名称)

- 第 1 条 本会は、名古屋中小企業 IT 化推進コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)と称する。
- (2) 英文名称は「Promoting IT consortium in Nagoya (略称：Pit-Nagoya)」と称する。

(目的)

- 第 2 条 コンソーシアムは、名古屋市内の中小・小規模事業者に対して、適切なサポートによって IT 活用を促し、企業活動の効率化を高め、地域の産業競争力を増進することを目的とする。

(存続期間)

- 第 3 条 コンソーシアムの存続期間は、2021 年 10 月 9 日より 1 年間とする。ただし、会員および共同事務局より特段の異議・申立がない場合は、1 年ごとに期間を更新する

(活動)

- 第 4 条 コンソーシアムは、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。
- (1) 中小・小規模事業者をその企業の特徴によって分類（業種、企業規模など）し、その分類の中で、共通のニーズと課題を抽出する。
 - (2) 会員である IT ベンダのソリューションを活用して、人手不足やセキュリティ等の課題に対応する。具体的には次に示すテーマを中心に、地元に密着した施策を会員によって検討する。
 - 1) 人手不足対応
 - 2) サイバーセキュリティ対策の浸透
 - 3) キャッシュレスの普及
 - 4) 支援案件の発掘と対応
 - 5) IT 導入補助金やマル経融資制度の活用支援
 - 6) その他、中小企業の IT 活用促進に資する事業

(会員)

- 第 5 条 コンソーシアムは、第 2 条の目的に賛同する次の各号の会員により構成する。
- (1) 一般会員
法人、個人等で名古屋商工会議所の会員であり、IT のソフトウェアやサービス、システム、製品などを販売する者（IT ベンダ）
 - (2) 団体会員
コンソーシアムの活動を推進する業界団体・組合等

(入会)

第6条 コンソーシアムに入会しようとする者は、別に定める入会申込書を共同事務局へ提出するものとする。

(退会)

第7条 会員が退会を希望するときは、別に定める退会届を共同事務局に提出するものとする。ただし、退会の理由が会社等の清算によるなど、やむをえない場合は、退会届を提出する必要はないものとする。

また、会員が次の各号の一に該当する場合、共同事務局は、会員をコンソーシアムから退会させることができ、会員はこれに異議を述べない。

- (1) 財産又は信用状態の悪化等により、差押さえ、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがなされ、又は租税公課を滞納し督促を受けたとき
- (2) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
- (3) 破産手続その他法的倒産手続開始の申立てがあったとき、又は解散（法令に基づく解散を含む）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき
- (4) 支払不能又は支払停止となったとき
- (5) 法令に違反したとき

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当する行為を行ったときは、主催者（名古屋商工会議所）および共同事務局の審議により、これを除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) コンソーシアムの目的に反する行為をしたとき
- (3) その他コンソーシアムに不利益を及ぼした場合、またはそのおそれのある場合

(守秘義務)

第9条 コンソーシアムで得られた情報・資料等につき、特にコンソーシアムが秘密とするよう指示したものについては、会員はこれを第三者に開示してはならない。会員が個別に秘密と指示した情報・資料についても同様とする。退会後も同様とする。

(権利の帰属)

第10条 コンソーシアムで共同開発されたノウハウは知的財産権とし、事案ごとに当該の会員に帰属するものであり、事案ごとに、関係する会員間にて、個別に知的財産の利用に関する契約を締結する。退会後の知的財産の使用は、事案ごとの締結内容に準ずる。

(信義原則)

第 11 条 会員は信義誠実の原則に従って、この規約上の義務を履行するものとする。
この規約に定めがない事項については、会員は信義誠実の原則に従って協議するものとする。

(会議)

第 12 条 コンソーシアムの会議は、定例会、推進会議とし、主催者（名古屋商工会議所）がこれを招集する。
2 会議の議長は、主催者（名古屋商工会議所）がこれにあたる。

(定例会)

第 13 条 定例会は、会員をもって構成し、次の各号の事項について審議し、出席者の過半数で決議する。
(1) 規約の改廃
(2) コンソーシアムの解散
(3) その他コンソーシアムの運営に関する重要な事項

(推進会議)

第 14 条 推進会議は、主催者（名古屋商工会議所）、共同事務局をもって構成する。
2 推進会議は、定例会の議決した事項の執行に関する事項及び、その他定例会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(主催者)

第 15 条 コンソーシアムの主催者は、名古屋商工会議所が担うものとする。

(共同事務局)

第 16 条 コンソーシアムの共同事務局は、名古屋商工会議所内に置くものとし、西日本電信電話株式会社及び、株式会社日立システムズが担うものとする。

附則

- (1) この規約は、令和元年 12 月 6 日から施行する。
- (2) この規約の一部を改定し、令和 3 年 10 月 8 日から施行する。

以 上